

## 豊島区みどりと広場の基本計画の一部改正について

### 1. 一部改正の理由等

#### 〈改正の理由〉

平成 13 年 5 月の都市緑地保全法の改正により、一定規模以上の民間緑化施設の固定資産税を軽減する緑化施設整備計画認定制度が創設された。この制度の適用は、緑化重点地区に限られることから、国及び都は、既成市街地である各特別区の全域で緑化重点地区を設定するよう求めてきている。また、都市緑地保全法の運用指針でも、緑化重点地区の区域の変更に伴う緑の基本計画の一部改正を想定した記述があり、住民意見の聴取等の方法を適宜工夫し、現状に応じた速やかな改正手続きを促している。

こうしたことから、区内全域でみどりとオープンスペースの少ない本区の現状を踏まえつつ、緑化施設整備計画認定制度に広く対応するとともに、今後の公園整備等への国庫補助金導入の可能性を広げるため、豊島区みどりと広場の基本計画を改正し、豊島区全域を緑化重点地区として設定するものである。

#### 〈現 状〉

本区では、本年 3 月に策定した「みどりと広場の基本計画」が都市緑地保全法で定める「緑の基本計画」に該当し、この計画に『緑化重点地区』を 6 地区設定している。

地区の設定にあたっては、緑化重点地区を設定した場合に地区内の公園や公共施設の整備等に国庫補助金を導入することができる国土交通省の制度を活用するため、施設整備予定のある学校統合跡地や公園予定地並びに大規模な土地が発生する癌研究会付属病院の動き等を考慮している。

#### 【緑化重点地区】

緑化重点地区の概念は、都市緑地保全法に根拠を置いている。この法律では、区市町村が「緑の基本計画」を策定し、必要に応じて、この計画に“緑化を重点的に図るべき地区”いわゆる『緑化重点地区』を定めるものとしている。

### 2. 改正内容……『みどりと広場の基本計画』の 49 ページを次の内容に改正する。

都市緑地保全法で規定する「緑化重点地区」に該当する区域を、「緑化重点地域」として本区の全域に設定する。

また、現在基本計画で設定している「緑化重点地区」は、公共施設の緑化を核として地域緑化の推進を図る地区として存置する。

### 3. 区民への周知方法

6 月 25 日号の「広報としま」及びホームページで改正案を周知するとともに、意見や提案を募集する。